

学習端末の保守仕様

1 保守概要

- (1) 学習端末のハードウェア障害に伴う 5 年間の保守を行うこと。
※システム障害に関しては校務端末等と同様に仕様書記載の障害対応を行うこと。
※対象は千葉県共同調達にて決定された ASUS 製 BR1104FTA-NS0097XA とする。
- (2) 保守は自然故障による障害対応に加え、過失による物損にも対応すること。
- (3) 保守対象は端末本体及び端末本体に付属する物品(AC アダプタ等の同梱品)とし、同梱品以外の周辺機器は対象外とする。
- (4) 対応時間は、土日及び国民の休日、振替休日、長期休暇、年末年始を除く平日 9 時から 17 時とする。

2 物損保証範囲

- (1) 物損保証は、落下、破損、水濡れ、火災、落雷、盗難に対応すること。但し、盗難が生じた際は警察署等に届出を行い、警察署等に届け出た文書の写しを提示することによって代替機の提供を受けられるものとする。
- (2) 以下の事象においては物損保証の対象外とする。
 - ア 紛失における代替機提供
 - イ 地震や台風等の自然災害が起因する障害
 - ウ タッチペンの故障、盗難、紛失
 - エ AC アダプタ、ケーブル単体の盗難、紛失
 - オ メーカー診断により経年劣化による障害、故意による障害と判断された場合
- (3) 物損保証については修理対応の上限数を設定する。予備機を含む全台数の 25%までを上限とし、以降に発生した障害については対象外とする。
- (4) 同一年度、同一端末における 2 回目以降の修理についても対応すること。但し、複数回の修理対応はそれぞれ上限数に計上する。
- (5) 物損保証による障害対応は初年度(業務委託開始日)から利用できること。障害時の代替運用として予備機を使い切った後に開始される保証は不可とする。
- (6) 修理に要する上限金額は無制限とすること。但し、高額となる場合は受託者の判断で代替機交換での対応を可とする。
- (7) 上限数の範囲内であれば、代替機交換後も保証対象として継続できること。
- (8) 代替機については同一機種を原則とするが、販売終息等により供給が困難な場合は、同等スペック以上の製品での提供を可とする。

3 修理受付

- (1)障害発生時は各学校から専用コールセンターへ連絡し、修理受付を行うこと。
- (2)一次切り分けの際、各学校が端末の状態確認を行う必要がある場合は、その確認方法を記載した手順書を用意すること。

＜想定される確認項目＞

端末の再起動、Powerwash、ネットワーク設定の確認 等

- (3)手順書は保守開始時に各学校へ紙媒体(1部)及び資料データにて納品すること。

4 障害端末の回収

- (1)障害端末は都度回収を必須とせず、概ね一週間単位での巡回回収や、曜日固定での回収も可とする。また、回収に関する費用は受託者の負担とする。
- (2)端末の回収は各校の事務室宛とし、事前に回収予定日を伝えること。
- (3)配送に必要となる梱包材は受託者が用意すること。

5 修理対応後の返却

- (1)修理完了品もしくは代替交換品については、必要となる再キittingを行い、学校で利用できる状態にして返却すること。返却に関する費用は受託者の負担とする。
- (2)修理返却品(代替交換品を含む)は原則として回収時と同一の管理番号(ラベルテープ)を貼り付けた状態にすること。
- (3)ディスプレイ破損や代替交換品の場合等、画面フィルムが取り外された状態となる場合は、新たに画面フィルムを貼り付けること。但し、画面フィルムに関しては教育委員会から供給するものとし、その供給がない場合は不要とする。
- (4)代替交換品となる場合は、障害端末の返却は不要とし、受託者もしくは製造メーカーにて適切に処分すること。

6 その他

- (1)障害未再現等、キャンセル料が発生する場合は都度、教育委員会へ報告し、対応について指示を得ること。
- (2)学習端末(追加分)についても同様の保守対応を行うこと。但し、保守期間が異なるため、各種条件(上限 25%や製品保証期間中の対応等)については受託者からの提案に準ずるものとする。
- (3)仕様に定めのない事項については、教育委員会と協議の上で方針を決めること。